

## 病虫害防除体制に関する検討会 設置要領

### 1. 趣旨

農業者による病虫害防除は、自ら栽培する農作物の被害防止だけでなく、周辺地域への病虫害のまん延を防止し、地域の農業生産の安定に寄与している。しかしながら、農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地を発生源とした病虫害のまん延、気候変動等による病虫害の発生状況の変化等により、個々の農業者による防除対策では十分な被害防止が困難となっており、周辺地域に病虫害がまん延して難防除化することにより被害が拡大するようなことも散見されることから、地域における病虫害防除体制の見直しは喫緊の課題である。

また、令和6年に施行された改正食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）においては、法第41条が新設され、国は病虫害の発生の予防及びまん延の防止のために必要な施策を講ずるものと規定された。

これらを踏まえ、地域の病虫害防除体制の現状の課題と今後あるべき姿を検討するため、病虫害防除体制に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### 2. 委員及び運営

- （1）検討会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- （2）検討会が必要と認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。
- （3）検討会には、オブザーバーとして都道府県職員の出席を認めることができる。
- （4）この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会の了承を得て定める。

### 3. その他

- （1）検討会は、原則非公開とする。
- （2）会議資料及び議事概要は、委員の了解を得た上で公表することができる（守秘すべき事項に係る資料を除く）。
- （3）（1）及び（2）に関わらず、検討会の運営に支障があると認められる場合など（例：個人の権利や利益を害するおそれのある場合、企業秘密に触れることになる場合等）、検討会が必要と判断したときには、会議及び会議資料を非公開とすることができる。
- （4）検討会に係る事務は、消費・安全局植物防疫課において行う。

「病虫害防除体制に関する検討会」委員名簿

(五十音順、敬称略)

- 遠藤 正樹 : 全国農業協同組合連合会千葉県本部営農園芸部 次長
- 奥谷 恭代 : 鳥取県農業試験場環境研究室 室長
- 休坂 健志 : 株式会社オプティムビジネス総括本部 取締役／本部長
- 草間 直人 : 一般社団法人全国農業改良普及支援協会 調査研究部 部長
- 下田 周平 : 全国農業協同組合連合会耕種資材部農薬課農薬技術対策室 室長
- 杉浦 弘明 : ヤマハ発動機株式会社ソリューション事業本部 UMS 事業推進部  
事業推進部長
- 春山 直人 : 栃木県農政部経営技術課指導技術班 係長
- 山下 清弥 : 本渡五和農業協同組合営農経済部指導販売課 主任